

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年6月30日

【会社名】 株式会社エー・ディー・ワークス

【英訳名】 A.D.Works Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 田中 秀夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 03-5251-7561(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 細谷 佳津年

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 03-4500-4200

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 細谷 佳津年

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
8,702,327,400円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2017年6月29日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年4月25日付をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項について、「新株予約権の行使時の払込金額」が2017年6月28日に確定したこと、2017年6月29日開催の第91期定時株主総会において本新株予約権無償割当てに係る議案の承認が得られたこと、並びに、有価証券報告書(第91期(自2016年4月1日至2017年3月31日))及び臨時報告書をそれぞれ2017年6月29日付及び同年6月30日付で提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 【新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

(2) 【新株予約権の内容等】

2 【新規発行による手取金の使途】

募集又は売出しに関する特別記載事項

1. 本新株予約権無償割当てを選択した理由
3. 発行条件の合理性
4. 潜在株式による希薄化情報等
6. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	222,964,600個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	2017年7月13日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 取締役会決議日

第20回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2017年4月25日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておきませんが、本新株予約権無償割当て(下記(注)2.に定義します。)においては、()本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、()東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、2017年6月29日開催予定の第91期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本新株予約権無償割当ての実施に関して、当該株主総会にご出席された(書面投票を含みます。)株主の過半数の承認(当社代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。)を得ることを実施の条件としております。

< 中略 >

6. 発行数(本新株予約権の総数)について

発行数(本新株予約権の総数)は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とします。上記発行数は、2017年4月24日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでおります。本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みのストックオプションが行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日時点の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式を除きます。)が増加した場合には、本新株予約権の無償割当てにより発行される本新株予約権の総数は増加します。

< 後略 >

(訂正後)

発行数	223,136,600個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	2017年7月13日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 取締役会決議日

第20回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2017年4月25日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本新株予約権無償割当て(下記(注)2.に定義します。)においては、()本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、()東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、2017年6月29日開催の第91期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本新株予約権無償割当ての実施に関して、当該株主総会にご出席された(書面投票を含みます。)株主の過半数の承認(当社代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。)を得ることを実施の条件としておりますが、2017年6月29日に開催された本株主総会において、かかる承認が得られました。

< 中略 >

6. 発行数(本新株予約権の総数)について

発行数(本新株予約権の総数)は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とします。上記発行数は、2017年6月30日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでおります。本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みのストックオプションが行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日時点の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式を除きます。)が増加した場合には、本新株予約権の無償割当てにより発行される本新株予約権の総数は増加します。

< 後略 >

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

< 前略 >

新株予約権の目的となる株式の数	222,964,600株 上記本新株予約権の目的である株式の総数は、2017年4月24日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込みの数である(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。)。本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みのストックオプションが行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式を除く。)が増加した場合には、本新株予約権無償割当てにより発行される本新株予約権の総数及び当該新株予約権の目的となる株式の総数は増加する。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権1個あたり39円(本新株予約権の発行決議日の前営業日の終値(以下「発行決議日前日株価」という。)と同額)とする。但し、本株主総会開催日(2017年6月29日予定)の前営業日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。以下「株主総会前日株価」という。)が、39円未満となる場合には、当該終値と同額とする。 なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいう。以下同じ。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	8,695,619,400円 (注) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額39円で、かつ、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、2017年4月24日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、39円とする(但し、株主総会前日株価が39円未満となる場合には、株主総会前日株価と同額とする。) 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

新株予約権の目的となる株式の数	223,136,600株 上記本新株予約権の目的である株式の総数は、2017年6月30日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込みの数である(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。)。本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みのストックオプションが行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)が増加した場合には、本新株予約権無償割当てにより発行される本新株予約権の総数及び当該新株予約権の目的となる株式の総数は増加する。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権1個あたり39円(本新株予約権の発行決議日の前営業日の終値(以下「発行決議日前日株価」という。)と同額)とする。 なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいう。以下同じ。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	8,702,327,400円 (注) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、2017年6月30日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、39円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

< 後略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。本新株予約権無償割当てによる当社の資金調達額は、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権が全て行使された場合に最大になり、その額は下記「[ご参考](行使比率が100%の場合)」記載のとおりです。

当社は、2016年5月12日公表の「第5次中期経営計画」を予定どおりに完遂するため、「収益不動産残高の戦略的拡充(コア事業の事業基盤強化)」及び「不動産テック関連投資(新しい不動産流通マーケットの創造)」に合計約42億円程度を投資することを計画しております。本新株予約権無償割当ては、上記2つの使途に充当することを目的とした資金調達であり、本新株予約権の最終的な行使比率が50%程度となった場合に上記金額の資金調達が可能となります。以下、本新株予約権の行使比率を50%と仮定した場合(本新株予約権の総数222,964,600個のうち、111,482,300個分が行使された場合)における払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

なお、以下の発行諸費用のうち、本新株予約権無償割当てにおけるリーガルカウンセルとしての弁護士費用、本新株予約権の上場に関する取引所手数料、ほふり手数料、IRや株主対応費用、名簿管理人手数料については本新株予約権の行使率に関わらず発生するものとなります。

(行使比率が50%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,347,809,700	120,000,000	4,227,809,700

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権の総数の50%(本新株予約権の総数222,964,600個のうち、111,482,300個)が行使されたと仮定した場合の金額です。また、2017年4月24日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、2017年4月24日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳
- ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 4,800万円
 - ・IR・株主対応(コールセンター)・弁護士等費用等 : 5,200万円
 - ・登記費用等 : 2,000万円
4. 本新株予約権の全部又は一部につき行使期間内に行使が行われない場合又は株主総会前日株価が39円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

[ご参考]

(行使比率が100%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,695,619,400	158,000,000	8,537,619,400

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の金額です。また、2017年4月24日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、2017年4月24日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳
- ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 6,600万円
 - ・IR・株主対応(コールセンター)・弁護士等費用等 : 5,200万円
 - ・登記費用等 : 4,000万円
4. 本新株予約権の全部又は一部につき行使期間内に行使が行われない場合又は株主総会前日株価が39円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、本新株予約権の行使状況により変動いたします。本新株予約権無償割当てによる当社の資金調達額は、本新株予約権が全て行使された場合に最大になり、その額は下記「[ご参考] (行使比率が100%の場合)」記載のとおりです。

当社は、2016年5月12日公表の「第5次中期経営計画」を予定どおりに完遂するため、「収益不動産残高の戦略的拡充(コア事業の事業基盤強化)」及び「不動産テック関連投資(新しい不動産流通マーケットの創造)」に合計約42億円程度を投資することを計画しております。本新株予約権無償割当ては、上記2つの使途に充当することを目的とした資金調達であり、本新株予約権の最終的な行使比率が50%程度となった場合に上記金額の資金調達が可能となります。以下、本新株予約権の行使比率を50%と仮定した場合(本新株予約権の総数 223,136,600個のうち、111,568,300個分が行使された場合)における払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

なお、以下の発行諸費用のうち、本新株予約権無償割当てにおけるリーガルカウンセルとしての弁護士費用、本新株予約権の上場に関する取引所手数料、ほふり手数料、I Rや株主対応費用、名簿管理人手数料については本新株予約権の行使率に関わらず発生するものとなります。

(行使比率が50%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,351,163,700	120,000,000	4,231,163,700

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本新株予約権の総数の50%(本新株予約権の総数223,136,600個のうち、111,568,300個)が行使されたと仮定した場合の金額です。また、2017年6月30日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、2017年6月30日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳
- ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 4,800万円
 - ・I R・株主対応(コールセンター)・弁護士等費用等 : 5,200万円
 - ・登記費用等 : 2,000万円
4. 本新株予約権の全部又は一部につき行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

[ご参考]

(行使比率が100%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,702,327,400	158,000,000	8,544,327,400

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の金額です。また、2017年6月30日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、2017年6月30日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳
- ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 6,600万円
 - ・I R・株主対応(コールセンター)・弁護士等費用等 : 5,200万円
 - ・登記費用等 : 4,000万円
4. 本新株予約権の全部又は一部につき行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

当社は調達する資金の使途を「収益不動産残高の戦略的拡充(コア事業の事業基盤強化)」と「不動産テック関連投資(新しい不動産流通マーケットの創造)」の2点と考えておりますが、当社が2016年5月12日公表の「第5次中期経営計画」を期日どおりに達成させるために必要と考える資金調達額を約42億円程度と考えて、本新株予約権の最終的な行使比率を50%程度と仮定した場合の行使比率 50%(本新株予約権の総数 222,964,600個のうち、111,482,300個分が行使された場合)をもとに、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

本新株予約権無償割当てによって調達した資金は、以下に記載の 及び (コア事業の事業基盤強化：収益不動産残高の戦略的拡充、 新しい不動産流通マーケットの創造：不動産テック関連の投資)について、それぞれ40.0億円及び2.0億円を充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額及び実際の行使比率の状況によっては、実際の資金調達額(差引手取概算額)は約42億円から増減しますが、その差額は以下に述べる 及び のうち、 への投資額を増減させることで調整いたします。上述差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

また、当社は、販売用収益不動産の取得原資及び収益不動産のパリュアアップ費用に充当することを目的とし、2016年5月30日を割当日として、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第19回新株予約権第三者割当ファイナンスを実施しておりますが、当社は、本株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認を条件として、本株主総会開催日の市場取引終了時点のマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有の未行使新株予約権の全てを、取得条項に基づき1個につき、2016年5月30日の割当日に当社に支払われた当該新株予約権1個あたりの払込金額と同額の40円、総額17,880,000円(2017年4月24日現在における未行使新株予約権数を基準として算出した見込額)にて取得することを、本日開催の取締役会において決議しております。

上記第19回新株予約権の取得原資には、当社の手元資金を充当いたします。当社は、上記の 及び を目的とした中期的な成長資金を必要としておりますが、調達を要する資金の規模及び第5次中期経営計画の推進時間軸を勘案し、改めてエクイティ・ファイナンスの手法を検討し、再設計することとし、未行使の第19回新株予約権の全てを取得したうえで、新たに本新株予約権無償割当てを実施することといたしました。これにより、第19回新株予約権第三者割当ファイナンスによる調達資金を充当する予定であった国内外の収益不動産の取得原資及び当該新規取得収益不動産の主に改修工事や修繕工事等の資産価値を高めるためのパリュアアップ資金については、本新株予約権無償割当てにより調達する資金を充当する予定です。なお、既に第19回新株予約権の行使により払込み済みの13,500,000円については、当初資金使途に記載のとおり米国販売用収益不動産の一部に充当済みです。

<後略>

(訂正後)

当社は調達する資金の用途を「収益不動産残高の戦略的拡充(コア事業の事業基盤強化)」と「不動産テック関連投資(新しい不動産流通マーケットの創造)」の2点と考えておりますが、当社が2016年5月12日公表の「第5次中期経営計画」を期日どおりに達成させるために必要と考える資金調達額を約42億円程度と考えて、本新株予約権の最終的な行使比率を50%程度と仮定した場合の行使比率50%(本新株予約権の総数223,136,600個のうち、111,568,300個分が行使された場合)をもとに、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

本新株予約権無償割当てによって調達した資金は、以下に記載の及び(コア事業の事業基盤強化:収益不動産残高の戦略的拡充、新しい不動産流通マーケットの創造:不動産テック関連の投資)について、それぞれ40.0億円及び2.0億円を充当する予定です。

なお、本新株予約権の実際の行使比率の状況によっては、実際の資金調達額(差引手取概算額)は約42億円から増減しますが、その差額は以下に述べる及びのうち、への投資額を増減させることで調整いたします。上述差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

また、当社は、販売用収益不動産の取得原資及び収益不動産のバリューアップ費用に充当することを目的とし、2016年5月30日を割当日として、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第19回新株予約権第三者割当ファイナンスを実施しておりますが、当社は、本株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案が承認されたことにより、本株主総会開催日の市場取引終了時点のマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有の未行使新株予約権の全てを、取得条項に基づき1個につき、2016年5月30日の割当日に当社に支払われた当該新株予約権1個あたりの払込金額と同額の40円、総額17,880,000円にて取得しております。

上記第19回新株予約権の取得原資には、当社の手元資金を充当いたしました。当社は、上記の及びを目的とした中期的な成長資金を必要としておりますが、調達を要する資金の規模及び第5次中期経営計画の推進時間軸を勘案し、改めてエクイティ・ファイナンスの手法を検討し、再設計することとし、未行使の第19回新株予約権の全てを取得したうえで、新たに本新株予約権無償割当てを実施することといたしました。これにより、第19回新株予約権第三者割当ファイナンスによる調達資金を充当する予定であった国内外の収益不動産の取得原資及び当該新規取得収益不動産の主に改修工事や修繕工事等の資産価値を高めるためのバリューアップ資金については、本新株予約権無償割当てにより調達する資金を充当する予定です。なお、既に第19回新株予約権の行使により払込み済みの13,500,000円については、当初資金用途に記載のとおり米国販売用収益不動産の一部に充当済みです。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本新株予約権無償割当てを選択した理由

(訂正前)

ノンコミットメント型ライツ・オファリング(行使価額ノンディスカウント型)を採用した理由

<前略>

そこで、上記ライツ・オファリングの特性を活かしながら、当社普通株式の株価下落による影響を極力抑制、又は回避する観点から、本新株予約権無償割当てでは、本新株予約権の行使価額をディスカウントしない、すなわち行使価額を発行決議日前日株価と同額とし、株主総会前日株価が、発行決議日前日株価を下回った場合(39円未満となる場合)には株主総会前日株価と同額といたします。これにより新株予約権行使価額のディスカウントに伴い設計論理上織り込まれる株価下落という点に限定して言えば(即ち株式数の増加の影響などまで含むものではありません)、その影響は排除されたものと考えており、その結果、既存株主においては株価下落のリスクの下、新株予約権の行使を事実上強制する要素に過度にとらわれることなく、本新株予約権の行使または売却のいずれかの判断を選択することが可能となると考えております。この観点において、従来のエクイティ・ファイナンス及びライツ・オファリングの短所を補ったファイナンス手法であると考えております。

<後略>

(訂正後)

ノンコミットメント型ライツ・オファリング(行使価額ノンディスカウント型)を採用した理由

<前略>

そこで、上記ライツ・オファリングの特性を活かしながら、当社普通株式の株価下落による影響を極力抑制、又は回避する観点から、本新株予約権無償割当てでは、本新株予約権の行使価額をディスカウントしない、すなわち行使価額を発行決議日前日株価と同額としております。これにより新株予約権行使価額のディスカウントに伴い設計論理上織り込まれる株価下落という点に限定して言えば(即ち株式数の増加の影響などまで含むものではありません)、その影響は排除されたものと考えており、その結果、既存株主においては株価下落のリスクの下、新株予約権の行使を事実上強制する要素に過度にとらわれることなく、本新株予約権の行使または売却のいずれかの判断を選択することが可能となると考えております。この観点において、従来のエクイティ・ファイナンス及びライツ・オファリングの短所を補ったファイナンス手法であると考えております。

<後略>

3. 発行条件の合理性

(訂正前)

本新株予約権無償割当てにおける新株予約権の割当数、本新株予約権1個当たりの交付株式数、行使価額につきましては、第一に既存株主の保有する株式価値への影響を考え、その他、上記の差引手取概算額、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等及び既存の株主による本新株予約権の行使の可能性等も勘案して決定いたしました。

その結果、割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社株式1株が交付されることとしております。また、本新株予約権1個あたりの行使価額につきましては、上記のとおり、エクイティ・ファイナンスに伴う株価下落による影響を可能な限り抑制又は回避する観点から、発行決議日前日株価と同額(ノンディスカウント)の39円としております(但し、株主総会前日株価が、発行決議日前日株価を下回った場合(39円未満となる場合)には、株主総会前日株価と同額といたします。)

本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、行使価額を発行決議日の前営業日における当社普通株式の終値と同額(ノンディスカウント)とする新株予約権を無償で割り当てるといふ本新株予約権無償割当ては、既存株主への経済的不利益を極力抑制するための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

(訂正後)

本新株予約権無償割当てにおける新株予約権の割当数、本新株予約権1個当たりの交付株式数、行使価額につきましては、第一に既存株主の保有する株式価値への影響を考え、その他、上記の差引手取概算額、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等及び既存の株主による本新株予約権の行使の可能性等も勘案して決定いたしました。

その結果、割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社株式1株が交付されることとしております。また、本新株予約権1個あたりの行使価額につきましては、上記のとおり、エクイティ・ファイナンスに伴う株価下落による影響を可能な限り抑制又は回避する観点から、発行決議日前日株価と同額(ノンディスカウント)の39円としております。

本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、行使価額を発行決議日の前営業日における当社普通株式の終値と同額(ノンディスカウント)とする新株予約権を無償で割り当てるといふ本新株予約権無償割当ては、既存株主への経済的不利益を極力抑制するための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

4. 潜在株式による希薄化情報等

(訂正前)

(1) 潜在株式による希薄化情報

2017年4月24日現在における当社の発行済株式数は224,176,000株であり、自己株式1,211,400株を差し引いた数222,964,600株と同数の222,964,600個の新株予約権が、本新株予約権無償割当てにおいて発行される見込みです。したがって、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は222,964,600株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.4%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられます(2017年7月12日(水)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2017年7月31日(月)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することができます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

なお、本新株予約権無償割当てにおいては、本新株予約権の行使価額を、発行決議日前日株価と同額(ノンディスカウント)(但し、株主総会前日株価が、発行決議日前日株価を下回った場合(39円未満となる場合)には、株主総会前日株価と同額といたします。)としていることから、本新株予約権無償割当てが与える当社普通株式の株価への影響は、従前の行使価額の大幅なディスカウントを伴うライツ・オファリングに比し、限定的と判断しております。

(2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況(2017年4月24日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	224,176,000株	100%
現時点における潜在株式数(注1)	54,007,000株	24.0%
本新株予約権に係る潜在株式数(見込数)(注2)	222,964,600株	99.4%

(注1) このうち、第19回新株予約権(2017年4月24日時点の潜在株式数44,700,000株)については、本株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認を条件として、本株主総会開催日の市場取引終了時点で未行使の新株予約権の全てを、取得条項に基づき取得する予定です。

(注2) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。

(訂正後)

(1) 潜在株式による希薄化情報

2017年6月30日現在における当社の発行済株式数は224,176,000株であり、自己株式1,039,400株を差し引いた数223,136,600株と同数の223,136,600個の新株予約権が、本新株予約権無償割当てにおいて発行される見込みです。したがって、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は223,136,600株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.5%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられます(2017年7月12日(水)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2017年7月31日(月)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することができます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

なお、本新株予約権無償割当てにおいては、本新株予約権の行使価額を、発行決議日前日株価と同額(ノンディスカウント)としていることから、本新株予約権無償割当てが与える当社普通株式の株価への影響は、従前の行使価額の大幅なディスカウントを伴うライツ・オフリングに比し、限定的と判断しております。

(2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況(2017年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	224,176,000株	100%
現時点における潜在株式数	5,905,000株	2.6%
本新株予約権に係る潜在株式数(見込数)(注1)	223,136,600株	99.5%

(注1) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。

6. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(訂正前)

< 前略 >

(2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況(2017年4月24日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	224,176,000株	100%
現時点における潜在株式数(注1)	54,007,000株	24.0%
本新株予約権に係る潜在株式数(見込数)(注2)	222,964,600株	99.4%

(注1) このうち、第19回新株予約権(2017年4月24日時点の潜在株式数44,700,000株)については、本株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認を条件として、本株主総会開催日の市場取引終了時点で未行使の新株予約権の全てを、取得条項に基づき取得する予定です。

(注2) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。

(訂正後)

< 前略 >

(2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況(2017年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	224,176,000株	100%
現時点における潜在株式数	5,905,000株	2.6%
本新株予約権に係る潜在株式数(見込数)(注1)	223,136,600株	99.5%

(注1) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第90期)及び四半期報告書(第91期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された事業等のリスクについて、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第90期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2016年6月23日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(2017年4月25日提出の臨時報告書)

< 中略 >

3．資本金の増減について

< 後略 >

(訂正後)

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第91期)に記載された事業等のリスクについて、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第91期)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2017年6月30日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2017年6月29日開催の第91期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

2017年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業展開として、インターネットを通じた事業を行なっていくことを明確にするため現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、田中秀夫、米津正五、細谷佳津年及び田路進彦を選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任するものであります。

第4号議案 ノンコミットメント型ライツ・オフリング(行使価額ノンディスカウント型)による当社第20回新株予約権発行の件

会社法第277条に基づき、「ノンコミットメント型ライツ・オフリング(行使価額ノンディスカウント型)」による本新株予約権の発行を承認するものであります。

第5号議案 感謝配当(中間配当)の実施方針承認の件

2017年9月30日を基準日とする感謝配当(中間配当)(会社法第459条及び当社定款第37条)を実施する方針を承認するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容改定の件

第88期定時株主総会において承認された役員株式報酬制度に関し、「交付株式数算定基礎額の上限」を1年につき0.8億円から1.2億円に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	1,197,713	20,850	0	(注)2	可決 98.28
第2号議案					
田中 秀夫	1,187,383	30,680	0	(注)3	可決 97.44
米津 正五	1,188,507	29,556	0		可決 97.53
細谷 佳津年	1,189,385	28,678	0		可決 97.60
田路 進彦	1,188,662	29,401	0		可決 97.54
第3号議案	1,172,226	46,337	0	(注)1	可決 96.19
第4号議案	683,484	52,918	0	(注)4	可決 92.81
第5号議案	1,173,595	44,969	0	(注)1	可決 96.31
第6号議案	1,138,738	79,826	0	(注)1	可決 93.45

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。但し当社の筆頭株主であり、かつ代表取締役である田中秀夫氏の保有する株数44,256,248株にかかる議決権の数442,562個を除く。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

「(2016年6月23日提出の臨時報告書)」の全文削除

「(2017年4月25日提出の臨時報告書)」の全文削除

「3. 資本金の増減について」の全文削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第90期)	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	2016年6月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第91期第3四半期)	自 2016年10月1日 至 2016年12月31日	2017年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、当社は、2017年5月11日頃を目途に当社の2017年3月期決算短信を、また、2017年7月24日頃を目処に2018年3月期第1四半期決算短信をそれぞれ公表する予定であります。

また、当社は、2017年6月29日頃を目途に以下の有価証券報告書を、また、2017年8月10日頃を目処に以下の四半期報告書をそれぞれ関東財務局長に提出する予定であります。

有価証券報告書	事業年度 (第91期)	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	2017年6月29日頃 関東財務局長に提出予定
四半期報告書	事業年度 (第92期第1四半期)	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	2017年8月10日頃 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第91期)	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	2017年6月29日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、当社は、2017年7月24日頃を目処に2018年3月期第1四半期決算短信を公表する予定であります。

また、当社は、2017年8月10日頃を目処に以下の四半期報告書を関東財務局長に提出する予定であります。

四半期報告書	事業年度 (第92期第1四半期)	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	2017年8月10日頃 関東財務局長に提出予定
--------	---------------------	-----------------------------	----------------------------

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年6月29日

株式会社エー・ディー・ワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村陽介

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ディー・ワークスの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ディー・ワークス及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エー・ディー・ワークスの2017年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エー・ディー・ワークスが2017年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月29日

株式会社エー・ディー・ワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村陽介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ディー・ワークスの2016年4月1日から2017年3月31日までの第91期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ディー・ワークスの2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。